

砺波市電子納品運用ガイドライン（試行）

1 趣旨

砺波市電子納品運用ガイドライン（試行）（以下「本ガイドライン」という。）は、砺波市が発注する工事及び業務における電子納品を円滑に行うため、発注者及び受注者のガイドラインとして示すものである。

また電子データで成果品を納品することにより、業務の効率化、省資源化・省スペース化を図るため定めることとする。

2 適用基準

本ガイドラインに定めのない事項については、最新の富山県電子納品運用ガイドライン（案）〔土木工事編〕、〔土木調査設計業務編〕に準拠するものとする。

3 対象工事及び業務

砺波市が発注する工事及び業務のうち、特記仕様書に規定した工事及び業務に適用する。特記仕様書に規定がない場合は、契約締結後に受発注者の協議により決定するものとする。

4 電子納品対象書類

特記仕様書に規定した書類を対象とする。特記仕様書に規定がない場合は、契約締結後に受発注者の協議により決定するものとする。

特に対象外とする書類は定めない。

5 電子成果品

電子媒体の提出部数は1部とする。なお、必要がある場合は、特記仕様書に定め、提出部数を変更することができる。

電子成果品の保管管理を適切に行うものとする。変更や追加があった場合など、最新のデータとして管理する。

6 その他

本ガイドライン及び特記仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者の協議の上取り扱うものとする。

附則

本ガイドラインは、令和7年4月1日から施行する。